



利用権の設定を受ける者	借り手 (耕作をする人)	現住所	〒	電話番号	フリガナ 氏名又は名称	同意印
利用権の設定をする者(A)	貸し手 (所有者)	現住所	〒	電話番号	フリガナ 氏名又は名称	同意印 土地所有者との続柄

1 各筆明細

登録	区域	利用権を設定する土地				設定する利用権							利用権を設定する土地の(A)以外の権原者等 (H)			同意印	推進費		
		所在		地目		面積 (B) m ²	内容 (作物名)(C)	始期	終期	借賃 (D)		借賃の支払方法 (E)	利用権の種類 (F)	法律関係 (G)	住所			氏名または名称	権原の種類
		大字	地番	台帳	現況					10a当たり	1筆当たり								
																		3	

農用地区域は1 市街化区域は2 その他は3
 1 新規 2 再設定
 水田 普通畑 樹園地等
 現金は1 口座は2 物納は3 借賃借権は1 使用貸借権は2 経営受委託は3
 役務は4 無償は5
 1. 新規 2. 再設定 3. 無

2 共通事項 裏面のとおり

3 利用権設定を受ける者の農業経営状況等

性別	男・女	生年月日	年 月 日 (満 才)	農業作業従事日数	日					
利用権の設定を受ける土地の面積 (I) m ²	利用権の設定を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 m ²		利用権設定を受ける者の主たる経営作物 (J)	利用権の設定を受ける者の世帯員(構成員)の農業従事及び雇用労働力の状況			利用権の設定を受ける者の主な家畜の飼養の状況		利用権の設定を受ける者の主な農機具の所有状況	
	農地	農地		世帯員(構成員)	農業従事者 (内15歳以上60歳未満の者)		雇用労働力 (年間延日数)	種類	数量	種類
採草放牧地	自作地	借入地	男	農業専従者(K)	男女 (人)	人日	乳牛 和牛(肉牛) 豚 ブロイラー ニワトリ(卵)	頭 羽	軽四トラック トラクター 耕運機 田植機 草刈機 防除機 コンバイン 乾燥機	台 " " " " " " "
その他	合計	合計	女	主として農業に従事する者	男女 (人)					
	採草放牧地	合計	合計	従として農業に従事する者	男女 (人)					

(記載注意) (1) (B)欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、一筆の一部について利用権が設定される場合には○○○○m²の内○○○○m²と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付する。

(2) (C)欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用等)を記載し、水田裏作を目的とする賃貸借等の場合には、その期間をも併記する。

(3) (D)欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃)の額を記載する。

(4) (E)欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限(例えば毎年〇月〇日までに〇〇農協の〇〇名義等)

と支払方法(現金は1・口座は2・物納は3・役務は4・無償は5)を記載する

(5) (H)欄は、(A)欄以外の権限者がいない時は記入を要しない。

(6) (I)欄は、同一公告に係る計画によって、利用権等の設定、移転等が2つ以上ある場合には、それぞれを合算した面積を記載する。なお「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。

(7) (J)欄は、主たる経営作物を「水稲」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「施設園芸」等と記載する

(8) (K)欄は、「農業専従者」とは自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のを、「農業補助者」とは、自家農業労働日数がおおむね60日~149日の者をいう。

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の額の変更

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、農産物の価格等やその他経済事情の変動により不相当となったときは、農地法（昭和27年法律第229号）第20条の規定により、当事者は借賃の額の増減を請求することができる。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、甲及び乙が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、直ちに、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。